

令和 7 年国勢調査草津市実施本部設置要綱（案）

（設置）

第 1 条 本市における令和 7 年国勢調査の実施にあたり、調査事務の円滑な運営と調査の万全を期すため、令和 7 年国勢調査草津市実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 実施本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 国勢調査の実施に係る企画および進行に関すること。
- (2) 国勢調査の広報および啓発に関すること。
- (3) 関係機関との緊密な連携を図り、国勢調査を適正かつ迅速に実施すること。
- (4) その他国勢調査の実施について必要なこと。

（組織）

第 3 条 実施本部は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 実施本部長
- (2) 実施副本部長
- (3) 実施本部員

2 実施本部長は、所管の副市長の職にある者をもって充てる。

3 実施副本部長は、他の副市長および教育長をもって充てる。

4 実施本部員は、草津市庁議規程（平成 1 8 年草津市訓令第 2 号）第 3 条に規定する部長会議の構成員（市長、副市長および教育長を除く。）をもって充てる。

（実施本部の職務）

第 4 条 実施本部長は、市長の命を受けて実施本部を統轄し、実施副本部長および実施本部員を指揮監督する。

2 実施副本部長は、実施本部長を補佐し、実施本部長に事故あるときまたは実施本部長が欠けたときは、他の副市長、教育長の順序によりその職務を代理する。

3 実施本部員は、実施本部長の命を受けて、国勢調査の円滑な推進を図る。

（事務局）

第 5 条 実施本部の事務を処理するため、実施本部に事務局を置く。

2 事務局に総務班および実査班を置き、その事務分掌は次のとおりとする。

(1) 総務班

ア 予算経理および庶務に関すること。

イ 国勢調査に係る指導員および調査員の公務災害に関すること。

ウ 広報・啓発計画の企画および実施ならびに報道機関等との連絡調整に関すること。

エ 国および県との連絡調整に関すること。

オ 調査用品の搬入、検収、保管および搬出に関すること。

(2) 実査班

- ア 国勢調査に係る指導員および調査員の指導に関すること。
- イ 調査票等の配布および審査進達に関すること。
- ウ 実地調査に関すること。
- エ その他実施本部長が必要と認める事項に関すること。

(職員)

第6条 事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局長補佐
- (3) 班長
- (4) 班員

- 2 事務局長は、総合政策部副部長（総括）の職にある者をもって充てる。
- 3 事務局長補佐は、総合政策部企画調整課長の職にある者をもって充てる。
- 4 班長および班員は、総合政策部企画調整課職員の中から充てる。

(事務局の職務)

第7条 事務局長は、実施本部長の命を受けて事務局の事務を掌理し、事務局長補佐、班長および班員を指揮監督する。

- 2 事務局長補佐は、事務局長を補佐し、各班の事務を調整し、調査事務を推進するとともに、事務局長に事故あるときまたは事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 班長および班員は、事務局長の命を受け、各々の分掌事務を処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、実施本部の運営その他必要な事項は、実施本部長が定める。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。